

府中市入札執行事務処理要領

平成 12 年 4 月 1 日 制 定 平成 20 年 10 月 1 日 一部改正
平成 23 年 4 月 1 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、府中市建設工事執行規則(平成 11 年府中市規則第 12 号。以下「規則」という。)の適用を受ける建設工事の入札執行手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札等の手続)

第 2 条 府中市事務決裁規程による施工の決裁を受けた後において当該工事の執行方法が請負であるときは、速やかに所定の方法に従い入札又は契約締結のための手続を取らなければならない。

(入札執行者)

第 3 条 入札の執行者は、契約担当課長とする。ただし、担当課長が都合により入札の執行ができない場合は、担当課長が指名した者が代わって執行するものとする。

(予定価格調書の保管)

第 4 条 入札執行者は、予定価格調書を入札執行に必要な時期までに金庫等に確実に保管し、秘密の保持に努めなければならない。

(入札室)

第 5 条 入札執行者は、入札室の選定に当たっては、入札者が入札書を記入するのに適当な場所と配置を考慮しなければならない。

2 入札執行者は、入札者が適当な距離を置いて着席できるよう、席を配置しなければならない。

(入札者等の確認)

第 6 条 入札執行者は、入札が指名競争によって行われる場合、入札を開始する前に入札者の商号又は名前を呼びあげて、出席の有無を確認するものとする。ただし、入札期間内に入札書の提出をさせて開札期日に開札を行うこととしている入札(以下「期間入札」という。)の場合は、この限りでない。

2 入札執行者は、入札をする者が代理人であるときは、代理人の資格を確認するため、入札前に、当該代理権の存在を証する書面(以下「委任状」という。)を提出させなければならない。ただし、当該入札前に提出された委任状に有効期間の記載があるときであって、当該入札が当該有効期間内に行われるときは、この限り

でない。

(内容の確認)

第7条 入札執行者は、入札の開始前に当該入札に付そうとする事項の内容について疑義又は、不明な点がないかを再確認し、落札後において紛議を生ずることがないようにしなければならない。

(執行指揮)

第8条 入札執行者は、入札が完了するまでは入札執行の場所を離れてはならない。ただし、期間入札の場合は、入札者が現在していないときに入札室を離れることを妨げない。

2 入札執行者は、入札書を所定の入札箱に投入して行わせるものとする。

(禁止事項)

第9条 入札執行者は、入札の開始に先立ち、入札者に対して次の事項を周知し厳守させなければならない。ただし、期間入札の場合は、この限りでない。

(1) 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか、入札室の出入りを禁ずること。

(2) 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁ずること。

2 入札室には、入札に必要な者以外を入室させてはならない。

(電子入札)

第10条 入札執行者は、適当と認めるときは、入札書の提出の方法について、書面を入札箱に投入させることに代えて、電磁的記録を市の使用に係る電子計算機に送信させてすることができる。この場合においては、電磁的記録の送信の方法によって入札書の提出を行うべき旨を、あらかじめ入札公告又は指名通知に表示するものとする。

(電子入札等における特例)

第11条 第5条から第9条までの規定は、電磁的記録の送信によって入札書の提出をするものについては、これを適用しない。

(開札の立会い)

第12条 入札執行者は、期間入札の開札に当たっては、入札事務に関係のない職員1人以上を立ち合わせなければならない。

(開札)

第13条 入札執行者は、開札の結果、入札金額のすべてが予定価格を超えるときは、当該入札に係る最低の価格を読みあげ、「予算超過」と宣言し、直ちに再度入札に付するものとする。ただし、予定価格事前公表対象工事の場合は、入札回数を1回とし、再度入札は行わないものとする。

2 最低制限価格を設けている場合、最低制限価格未満の入札者に対しては、落札

者とならない旨を宣言すると同時に、再度の入札参加資格を失った旨を宣言する。

3 入札執行者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定することとした入札において、あらかじめ定めた調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者があるときは、各入札者の入札金額を読み上げることなく、入札者に対して「保留」と宣言し、「地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、調査のうえ後日落札決定する。落札者を決定したときは、通知又は連絡する。」旨を告げて、入札を終了する。

4 第3項の規定は、委託業務の場合については、適用しないものとする。

（落札とならないときの報告）

第14条 入札執行者は入札の結果落札となるべき者がいないときは、直ちにその旨を決裁権者に報告し、指示を受けなければならない。

（落札の決定）

第15条 入札執行者は、開札の結果落札となるべき者があつたときは、直ちにすべての入札者の面前において「落札決定」の旨を宣言し、その落札金額及び落札者の商号又は名前を公表し、当該工事の入札は終了した旨を告げるものとする。

2 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者に、最初に「落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじ」を引かせて、その結果により「落札者を決定するくじ」を引かせ、落札者を決定するものとする。

（入札結果の公表）

第16条 入札執行者は、落札決定後速やかに当該入札にかかる工事名、工事場所、入札期日、入札参加者の商号又は名前及びその入札金額等を入札経過表として閲覧に供するものとする。

（実施規定）

第17条 この要領に定めるもののほか、建設工事等の入札執行手続について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。